

議案第 127 号 延滞金又は督促手数料の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

【質疑】

委員からの「納期限の翌日から 1 ヶ月を経過する日までに納めない場合、急激に延滞金の割合が上がることになるが、収納に向けてその 1 ヶ月間どのような対応をとっているのか。また、徴収猶予について説明がきちんとなされていれば、担税力の弱い人が本税よりも多くなった延滞金等に苦しむようなケースを回避できると思うが、そのことについての告知はどうなっているか。」との質疑に対し、当局からは「納期限後 20 日以内に督促状を送付しなければならない。督促状を発した日から起算して 10 日を経過する日までに完納されない場合は滞納処分を受けることになり、それまで納期限後概ね 1 ヶ月はあるので、納税者は確認できると認識している。徴収猶予については、市広報で説明しており、督促の中で相談にも応じている。」との答弁がありました。

【討論及び審査の結果】

特に意見はなく、本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第 128 号 伊賀市行政組織条例の一部改正について

【質疑】

委員から「小さな本庁、大きな支所」という考え方からすると、部が 1 つ増えて本庁が大きくなるのではないか。また、支所については現状のままなのか。以前に市長は「支所にも権限と予算を持たせる」と言っていたが、どのように考えているのか。」との質疑に対し、当局からは「部は 1 つ増えたが人が増えるわけではなく、役割を明確化させたものである。支所については課の変更はないが業務の一部を見直し、例えばこれまで振興課で行っていた証明書発行業務を住民福祉課に移管して窓口の一本化を図り、市民の利便性を高めたい。」との答弁がありました。

また、「スポーツ振興課が教育委員会から市長部局に異動しているが、教育委員会として議論した結果なのか。また、スポーツ振興課の現在の業務は、そのまま異動するのか。」との質疑に対し、「7 月開催の第 9 回教育委員会で話題としてのぼり、11 月開催の第 13 回教育委員会において各委員の意見を聞き議論をした。議案上程時に教育委員長から教育委員会としての意見を述べたところであるが、現代における文化・スポーツは教育面のみならず、地域づくり、地域・文化振興、コミュニティの醸成、健康増進、生きがいづくりなど、市民の幅広い分野に関係していることから、総合行政の中で関連する部門との連携強化により、文化振興やスポーツ振興が図られることが地域活力の創出、地域振興に繋がるものと考えている。今回の機構の見直しにより、市民とともに芸術振興、スポーツ振興によってまちづくりの一層の推進が図られるものと期待している。」との答弁がありました。

さらに、「総合危機管理室、市政再生室が課になるということだが、本来ならば部次長

級を室長として配置し、各部を横断的に統率していくべきであると考えているが、課になるとその統制が難しくなるのではないか。課に変えなければならない理由は何か。」との質疑に対し、当局からは「組織を検討している中において、室の名称が対外的に分かりづらいという意見があり、課に統一しようと考えた。課内室はそれまでの係を行政需要に応じて管理職を配置して対応するというのをベースに考えている。市長直轄の課においては、部次長級の特命監の配置も含めて考えている。」との答弁がありました。

また、「行政運営をしていくには限られた財源の中で効率のいいサービスを提供していかなければならないが、そのためには、企画、行政改革、財政、この3つの課が同じセクションで常に一体となった議論をするべきであるので、今回、財務部としてわけたことは納得し難い。その点どのように考えているか。」との質疑に対し、当局からは「この3つの課の連携がしっかりしていないと、抜本的な改革はできない。そのことについては、総合計画の中の総合マネジメントの仕組みにおいて議論してきた。3つの課でしっかりと議論を重ねて、その内容を市長、副市長に伝え、トップダウンを含めて一定の方向性を調整しているので、今後、部が分かれてもしっかりとやっていきたい。」との答弁がありました。

また、「今日のように業務が多様化してくると人事が非常に重要になるが、従来どおり年功序列で行くのか、人材の客観的評価で行くのか。」との質疑に対し、当局からは「現在の人員構成は均等ではないので、人材の育成などが喫緊の課題であり、しっかりとした人材登用が必要である。実際問題として年功序列では立ち行かない状況にもあり、年齢の若い中に有能な人材がいることも認識している。」との答弁がありました。

【討論及び審査の結果】

特に意見はなく、本案は、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第 129 号 伊賀市文化会館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

【質疑】

委員から「過去に市内に4つもホール機能を持つ施設があることについて議論されたことがあるが、現在、公共施設白書も出された中で、どのように議論されているのか。」との質疑に対し、当局からは「従前の文化ホール等のあり方検討委員会の中では、伊賀市文化会館については、これまでどおり興行を主体として運営し、他の3つについては生涯学習施設としていくことで一定議論がなされたところであるが、それに適した形にするために、現在も教育委員会と協議をしており、公共施設の総量を削減していくということも含めて、今後も検討していきたい。」との答弁がありました。

また、「施設によって建設費用、人件費、設置目的、市民の必要度、民間との競合などの違いはあるが、統一的な利用料金の根拠はあるのか。」との質疑に対し、「各施設の状況によって料金設定がされており、今後の課題であると認識している。全庁的に整理するために、来年度ぐらいに見直しをしていきたいと考えている。」との答弁がありました。

【討論及び審査の結果】

特に意見はなく、本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第 130 号伊賀市地区市民センター条例の一部改正について

【質疑】

委員から「現在、社会教育系施設として伊賀上野交流研修センターを利用している人たちへの今後の活動場所も含めた案内はどのようにするのか。」との質疑に対し、当局からは「利用している各団体へは周知する予定であり、地区市民センターに変わることについてはケーブルテレビやホームページなどで広報する。」との答弁がありました。

また、「今回の移転は、公共施設マネジメントの取り組みの一環であるのか。」との質疑に対し、当局からは「既存施設の有効利用という観点から取り組んだものである。」との答弁がありました。

【討論及び審査の結果】

特に意見はなく、本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第 131 号 伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

【質疑、討論及び審査の結果】

特に質疑や意見もなく、本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第 142 号 指定管理者の指定について（治田ふれあいプラザ）について

【質疑、討論及び審査の結果】

特に質疑や意見もなく、本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第 150 号 指定管理者の指定について（福川公民館）について

【質疑】

委員から「指定管理料は無償となっているが、適正なのか。」との質疑に対し、当局からは「伊賀南部クリーンセンターの建設に伴う地区要望によって建てられた施設であり、維持管理費などは自治会で負担する協定となっている。」との答弁がありました。

また、「自治会を指定管理者とする集会施設の今後の方向性を、どのように考えているのか。」との質疑に対し、当局からは「現在検討している公共施設の最適化方針においては、旧市町村が設置した地域の集会施設について、その管理主体が自治会である施設は譲渡などを検討していくとしているので、来年度以降、地区への説明を進めていきたい。」との答弁がありました。

【討論及び審査の結果】

特に意見はなく、本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第 151 号 土地及び建物の取得について

【質疑】

委員からは「消費税が加算されているが、県と市との売買において消費税はかかるのか。過去に水道施設において、県から市ということで本来消費税はかからないが、間に違う事業者が入っているということで消費税がかかることになった経緯がある。」との質疑に対し、当局からは「消費税については、土地の譲渡は非課税だが、建物の譲渡は課税対象となる。その点については県の管財課と調整をしており、県においては消費税を加算して財産の処分として県議会に議案を上程している。」との答弁がありました。

さらに、「価格の算定にあたっての金額であると理解したが、実際に消費税を納付するかしないかについては確認願いたい。」との発言に対し、当局からは「速やかに確認する。」との答弁がありました。

また、「旧上野商業高校跡地に消防署が行くことにより、旧上野農業高校跡地にある県の防災拠点と近くなるということで賛成したいと思うが、解体予定の施設の中に使えるものはないのか。」との質疑に対し、当局からは「可能なものを使い続けるという視点は大事であるので、体育館、武道場、弓道場、情報経済科棟については改修して活用する予定である。普通教室棟については昭和40年代の建物であり、経年劣化も激しいことから解体し、レイアウトを考慮したうえで北東部に新消防庁舎を配置したい。」との答弁がありました。

また、「以前に活断層の問題が出ていたが、その後の調査経過や見通しはどうか。」との質疑に対し、当局からは「明確に見えないもの、今後の活動が不明なものであるため、位置については航空写真等を用いて地形的に判読するという事になっている。新消防庁舎の建設にあたっては基礎工事の調査も行うので、安全基準に照らして関係機関と協議をしながら進めていきたい。」との答弁がありました。

【討論及び審査の結果】

特に意見はなく、本案は、全会一致で原案通り可決すべきものと決しました。

なお、審査終了後、当局から「消費税の課税対象になるかどうかについて、上野税務署の法人課税部門に確認したところ、「地方公共団体の一般会計同士のものについては、消費税の納付の義務はない」ということであったが、「双方が契約の内容において消費税を加算して計算し価格を出すということについては立ち入るところではない」とのことであった。」との回答があり、委員長として、再度県と慎重な協議を行うよう当局に申し添えました。

議案第152号 辺地に係る総合整備計画の策定について

【質疑、討論及び審査の結果】

特に質疑や意見もなく、本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決まりました。

議案第159号 伊賀市ゆめぼりすセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

【質疑】

委員から「ゆめぼりすセンター及び市民活動支援センターの人件費としていくらかかるのか。」との質疑に対し、当局からは「予算ベースの人件費は3名雇用で合計484万円である。」との答弁がありました。

また、「そもそも指定管理者制度を導入しようとする提案の発生源は、市、または住民自治協議会、それとも市から補助を受けている団体、いずれからなのか。」との質疑に対し、「市民活動支援センターのあり方を見直すために、本年4月から5月にかけて全ての住民自治協議会及び市民活動支援センターに登録している団体の内、市内で活動している100団体を対象に、様々な角度からの調査を行った。その結果から、指定管理者制度

を導入しようとするものである。」との答弁がありました。

【討論】

反対の立場から「住民自治協議会から、「いつも突然に話が出てくる」といった意見も聞くので、今回の提案が市民から発生したものとは思えない。指定管理者制度を導入するとしても、当該施設は貸館を主としたものではなく、元気に活動しているNPOなどが市民活動のため使うべきものであり、それらの団体が自分たちでルールを決めて順番に管理していくというのが、望ましい姿であると考えます。また、指定管理者が利用料金などに裁量や権限を持つことになるなど、公平性の観点からの懸念もあるため、当該施設は公設民営がふさわしいとは一概には言えない。今、市においては指定管理者制度のあり方が問われている。市の条例は手続条例でしかなく、モニタリングも施設に限ったものになっており、責任の所在や行政と指定管理者の関わり方について規定するような、しっかりとした条例を検討する段階にある。そのような中、同一会期内で議案が撤回され、改めて追加で上程されたが、市民生活に重大な影響を及ぼすような緊急性があるものとは思えない。」との意見がありました。

一方、賛成の立場から「議案の提出の仕方の問題はあると思うが、9月議会において指摘されていた1つの施設にある2つの条例を、いろいろな意見を踏まえて1つにまとめてきたものであるので、当該施設を住民自治活動のために有効に活用してもらいたい。」との意見がありました。

【審査の結果】

本案は、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。